

# 地域拠点丸ごと支え合い事業 実施要綱

## 1. 目的

地域住民と関係機関・団体等の連携・協働により、商業施設等を拠点に高齢者や障がい者などを対象にした「居場所づくり」と「買物支援」を一体的行うことを目的とする。

## 2. 実施主体

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会

## 3. 運営主体

地域拠点丸ごと支え合い事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）

協同組合登別中央ショッピングセンターアーニス、登別市地域包括支援センター愛桜、ゆのか、登別中央商店会、中央東地区民生委員児童委員協議会、中央西地区民生委員児童委員協議会、きずな推進委員会、幌別東小学校区きずな推進委員会、幌別小学校区きずな推進委員会、幌別西小学校区きずな推進委員会

## 4. 対象校区

幌別東小学校区、幌別小学校区、幌別西小学校区とする。

## 5. 地域福祉活動拠点施設

協同組合登別中央ショッピングセンターアーニス 2階（市観光経済部事務所横）

## 6. 使用日時等

地域福祉活動拠点の営業時間内とする。

## 7. 実施時期

平成29年8月1日から実施する。

## 8. 実施内容

### (1) 事業内容

- ①交流・健康づくり
- ②福祉相談・お茶のみ交流
- ③月1回のお食事会
- ④買物（買物同行・補助）
- ⑤送迎（無料）
- ⑥その他、運営委員会またはクール会議で協議された内容等を行う。

### (2) コーディネーターの配置

対象校区に1名配置することとし、対象校区内の利用者及び運営STAFFの調整、企画等の調整を行う。

### (3) 運営STAFF（ボランティア）

拠点STAFFと運転STAFFを設け、上記事業内容を実施するために必要な活動を行う。

## 9. 対象者

対象校区に住居を要する者で75歳以上のひとり暮らしで日頃から交流の少なく頼れる身内の方が近隣にいない者を基本とし、次に該当する者を対象要件とする。

- (1) 介護保険制度における要支援1、2及び基本チェックリスト該当者
- (2) 買い物が不便な地域にお住まいの福祉対象者
- (3) その他、会長が必要と認める者

※要介護認定者及び車を所有している方やご家族等の支援を受けられる方は対象外とする。

## 10. 会費

月額3,000円

## 11. ボランティアポイント

- (1) ボランティアポイント制度を導入し、運営STAFFの参加実績の集計及び活動回数に応じたボランティアポイントを付与する。
- (2) 月会費を財源に運営STAFFに交通費実費弁償分相当として、月4回までの活動を上限（年間48回分）に1回あたり500円のアーニスサービスチケットと交換する。

## 12. 個人情報の取り扱いについて

本事業にかかる申込書等に記載された個人情報は、本会事業に関わる運営管理にのみに利用させていただきます。

## 13. その他

この要綱に定めるものの他、必要な事項は、会長が別に定めるとともに、適宜、地域拠点丸ごと支え合い事業運営委員会で協議・検討することとする。

また、対象校区及び使用日時等については、事業運営状況を加味し別途実施時期を定めることとする。

## 14. お問い合わせ・提出先

社会福祉法人 登別市社会福祉協議会 地域福祉課

〒059-0016 登別市片倉町6-9-1 登別市総合福祉センター しんた21内

TEL: 0143-88-0860 FAX: 0143-88-4546 E-mail: info@kizuna-shakyo.jp